

告 示

埼玉県告示第五百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー北戸田店

埼玉県戸田市笹目北町二番十九

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) まちづくりへの協力、商店街、商工会への参画。埼玉県が平成十九年十月に策定した「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」及び、戸田市が平成二十三年四月策定した「戸田市中小企業振興条例」に基づき、商店街、商工会への参画を期待します。

(2) まちづくりへの協力について、これから、ともに戸田市の商業を盛り上げるプレーヤーとして歓迎します。地域のまつりや各種行事への企画段階からの参加・協力には地域の町会、商工会、商店会などの各種行事主催団体に加入する事が必要条件であり、それら団体への加入・協力を期待します。また、業種業態によっては企画段階から参加しづらい企業もあると思われませんが、最低でも町会・商工会・商店会への会費や地元一般企業と同レベルでの賛助金協力は、地域の企業として当然の事として期待します。

また、大型店の出店により、地域商業の競争は激しくなり、多くの場合、競争に敗れて退出する企業も出てきます。そのような状況になったのちに大型店が撤退すると地域社会の買い物利便性は大きく損なわれるので、短期的な売り上げ増や利益確保の視点ではなく、長期的なまちづくりの視点から出店及び経営計画を策定し、万一退店する場合は、早期に地元連絡し、退店日までの確実な営業を期待します。過去に退店した大型店の中には、アナウンスした退店日より早く閉店してしまい、買い物の利便性悪化に拍車をかけた事例がありました。

二 縦覧期間

平成二十八年四月十五日から平成二十八年五月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南部地域振興センター